

一般財団法人 愛知県建築住宅センター評価業務規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人愛知県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下「評価の業務」という。）及び法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下これらを総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後5時00分までとする。

2 評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 センターの事務所の名称及び所在地は、次の表に定めるとおりとする。主たる事務所は名古屋本部とする。

名 称	所在地
名古屋本部	愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号
岡崎事務所	愛知県岡崎市上和田町字城前18番地
一宮事務所	愛知県一宮市富士三丁目1番25号

(評価等の業務を行う区域)

第5条 評価等の業務を行う区域は、愛知県、三重県、岐阜県及び静岡県全域とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第6条 センターは、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質

確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第1号から第3号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

2 センターは、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

（設計住宅性能評価の申請）

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

（1）施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書（第二面以降に明示していた必要事項の全てを、別の書面に記載することにより、第二面以降の面に替えることが出来る）

（2）平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）

（3）特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、センターが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し、前項（1）に掲げる図書、前項（2）及び（3）に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）

3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。この場合、前2項の規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

（長期使用構造等確認の申請）

第8条 長期使用構造等確認（新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。）を求めようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

（1）施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書

（2）令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、センターに対し、前項（1）に掲げる図書、前項（2）に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。（ただし、センターにおいて直前の長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、長期使用構造等確認書又は法第6条

の2第4項の住宅性能評価書若しくはそれらの写しを除く。)

3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

（設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第9条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約）

第10条 センターは、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。

4 センターは、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。

5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

(1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。

(2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、センターの求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。

(3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 評価料金の額に関すること。
- (b) 評価料金の支払期日に関すること。
- (c) 評価料金の支払方法に関すること。

(4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
- (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
- (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(c) 申請者は、センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。

(c) 設計評価申請関係図書（この条において第11条第3項の図書を含む。）に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

6 前5項の規定（前項（1）の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

第11条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価マニュアル等に従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。

2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受理、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。

3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

4 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。

5 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

6 前5項の規定は、長期使用構造等確認について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と読み替えるものとする。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ）

第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下届をセンターに提出する。

2 前項の場合にあっては、センターは、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

第13条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、設計内容変更報告書及びその変更に係る部分の設計評価提出図書2部にて、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。

2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第14条 センターは、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

(1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

(3) 設計住宅性能評価書の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。)に適合しないと認めるとき。

(4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他センターに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。

(5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 設計住宅性能評価書の交付番号は別表1に定める方法に従う。

3 センターは、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。

4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

5 既に交付された設計住宅性能評価書にあって、申請者から求めがある場合は、あらためて設計住宅性能評価書を交付することができる。

6 前5項(ただし、第1項(3)を除く。)の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第15条 第8条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第7条第4号に規定する軽微な変更(以下この条において「軽微な変更」という。)に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。センターが確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、センターが法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第16条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(以下「建設住宅性能評価」という。)のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号(センターにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、(2)を除く。)に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(新築住宅)

(2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し

(3) 施工状況報告書の様式

(4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、センターにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあつては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。)

3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(既存住宅)

(2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図

(3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書

(4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあつては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類

(5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあつては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類(建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。)又はその写し及び評価の結果を記載した書類

4 申請者は、第1項から第3項までに掲げる図書が整っていない場合であっても、センターに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。

5 第1項から第3項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。この場合、第1項から第3項までの規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

（長期使用構造等確認の申請）

第17条 長期使用構造等確認（既存住宅に係るものに限る。第18条を除き、以下この章において同じ。）を求めようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

（1）施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書

（2）令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、センターに対し、前項（1）に掲げる図書、前項（2）に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて建設住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。

3 前条第5項の規定は、前2項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

（建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第18条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認（建築行為を伴わない既存住宅に係るものに限る。）の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約）

第19条 センターは、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

（1）申請に係わる住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。

（2）形式上の不備がないこと。

（3）記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

（4）記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 センターは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。

4 センターは、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結する。

5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

（1）建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項

（2）申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 申請者は、センターの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、センターの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請者に係る住宅が、建設基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しをセンターに提出しないときは、業務期日を延期することができること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、センターが行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
 - (c) 建設評価提出図書（この条において第18条第3項の図書を含む。）に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。
- 6 前5項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2

項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

第20条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価マニュアル等に従い、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受理、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。

3 評価員は、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。

5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は建設住宅性能評価を一時中断する。

6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第21条 申請者は、センターに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を通知しなければならないものとする。

2 センターは前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。

3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施行状況報告書をセンターに提出しなければならないものとする。

4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施行図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。

5 センターは、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第22条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下届をセンターに提出するものとする。

2 前項の場合においては、センターは、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(建設工事の変更)

第23条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事が変更された場合においては、建設内容変更報告書及びその変更に係る部分の建設評価申請関係図書2部にて、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。

2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第24条 センターは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

(1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

(3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。

(4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあつては、この限りでない。

(5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他センターに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。

(6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 第14条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

3 センターは、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対して、その旨を通知する。

4 建設性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

5 既に交付された建設住宅性能評価書にあつて、申請者から求めがある場合は、あらためて建設住宅性能評価書を交付することができる。

6 前5項(ただし、第1項(3)及び(4)を除く。)の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第7条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「その旨を通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第25条 第17条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第7条第5号に規定する軽微な変更(以下この条において単に「軽微な変更」という。)に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。センターが確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当

するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、センターが法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

第26条 センターの長は、評価等の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者から、評価員を選任するものとする。

2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

3 既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。

4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)

第27条 センターの長は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

(1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

第28条 評価等の業務を実施するため、評価員を名古屋本部において5人以上、名古屋本部以外の事務所（以下「その他の事務所」という。）にそれぞれ2人以上を配置する。

2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。

3 その他の事務所の評価員が、病気等の事情により評価等の業務が実施できない場合にあっては、当該事務所において名古屋本部の評価員が臨時に評価等の業務を行なうものとする。この場合、緊急のとき等にあっては、名古屋本部において当該評価等の業務を行なう。

4 センターは、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

第29条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回、センターの行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。

2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価等の業務の実施及び管理の体制)

第30条 評価等の業務に従事する職員を、第28条第1項の規定により配置された評価員を含め、名古屋本部に6人以上、その他の事務所にそれぞれ2人以上を配置する。

2 センターは、住宅性能評価を担当する課長職以上にある職員の中から法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。

3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第31条 評価の業務に従事する職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、様式C-評-17号による。

(秘密保持義務)

第32条 センターの役員及びその職員(評価員を含む。)並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金等の収納)

第33条 評価料金又は確認料金(以下「評価料金等」という。)の収納は、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター手数料に関する規程」第6条に基づき、評価料金等の収納について必要な事項を定める。

2 申請者は、別記1から別記21に定める評価料金等及び別記22に定める地域別追加料金を銀行振込により納入する。ただし、別途協議により申請者とセンターが合意した場合には、別の収納方法によることができる。

3 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金等を減額するための要件)

第34条 前条の評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

なお、減額する場合の減額率の上限については、別記23に定める。

(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し(センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。

(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し(センターが当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。

(3) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。

(4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。

(5) 30日以内に、10回以上又は年間100回以上の評価等の業務に係る申請が見込めるときで、住宅性能評価及び長期使用構造等確認が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。

(6) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、評価等の業務を効率的に実施できるとセンターが判断したとき。

(7) あらかじめセンターが定める日又は期間内に評価等の業務に係る申請を行ったとき。

(8) 評価等の業務に係る申請とともに、独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務に係る住宅の検査を行うとき。

(9) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。

(10) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。

(11) その他評価等の業務が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。

(評価料金等の返還)

第35条 収納した評価料金等は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由等により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

(負担金の納付)

第36条 センターは、法第87条第3項の規定により公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター（以下「支援センター」という。）からなされた通知に従い、負担金を支援センターに対して納付する。

第6章 雑 則

(登録の区分等の掲示等)

第37条 センターは、法第17条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第17条第1項各号に掲げる事項について、各事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設したセンターのホームページ（【<https://www.abhc.jp>】）において公表するものとする。

(評価業務規定等の公開)

第38条 センターは、本規程を評価等の業務を行う事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第39条 センターは、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第40条 利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1通につき1,000円を支払わなければならないものと

する。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、センターが定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) センターの使用に係る電子計算機と法第18条第2項第4号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記載されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a) 及び (b) に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

（帳簿及び書類の保存）

第41条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第19条第1項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20年間
- (4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第6条の2第3項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類 5年間

（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第42条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は、施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第43条 センターは、電子情報処理組織による申請の受理及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（評価等の業務に関する公正の確保）

第44条 センターの長、役員又はその職員（評価員を含む。）が住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は、当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 センターの長、役員又はその職員（評価員を含む。）が住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 センターの長、役員又は職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る評価等の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項（1）、（2）、（3）または（4）に掲げる業務を行った場合

4 評価員又はセンターの役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。

5 前4項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

（損害賠償保険への加入）

第45条 センターは、評価等の業務に関して支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間7,500万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

（事前相談）

第46条 申請者は、評価等の業務に係る申請に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合においては、センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

（液状化に関する情報提供）

第47条 申請者から、地盤液状化に関する情報を参考情報として評価書に記載するよう申し出があったときは、地盤液状化に関する情報を第14条第1項の設計住宅性能評価書又は第24条第1項の建設住宅性能評価書に添付するものとする。

附 則

- この規程は、平成12年10月 3日から施行する。
- この規程は、平成18年 3月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年11月15日から施行する。
- この規程は、平成19年11月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 7月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年10月17日から施行する。
- この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 1月 6日から施行する。
- この規程は、令和 3年 1月 5日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 5月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 7月26日から施行する。
- この規程は、令和 3年 9月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 2月20日から施行する。
- この規程は、令和 4年 6月20日から施行する。
- この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表1 交付番号の表示方法

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

	評価の業務 (長期使用構造等確認を合わせて申請する場合を含む)	長期使用構造等確認
1～3桁目	センターの番号	同左
4～5桁目	00：名古屋本部 02：岡崎事務所 03：一宮事務所	同左
6～9桁目	西暦	同左
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅） 4：設計住宅性能評価とあわせて長期確認 5：建設住宅性能評価（既存住宅）とあわせて長期確認	1：新築 2：増築・改築 3：建築行為なし
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等	同左
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、 00001から順に付するものとする。）	同左

別記1 設計住宅性能評価（一戸建住宅）

単位：円

種別	床面積の合計	選択分野を含め評価申請する場合	必須分野のみを評価申請する場合	必須分野のうち1分野を除き等級1として評価する場合
一戸建住宅	200 m ² 以下	53,900	44,000	40,700
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	66,000	62,700	
住宅型式性能 認定住宅	200 m ² 以下	48,400	38,500	35,200
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	55,000	47,300	
型式住宅部分 等製造者の認 証を受けた住 宅	200 m ² 以下	36,300	28,600	25,300
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	45,100	30,800	

- * 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。
- * 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。
- * 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計とする。
- * 床面積の合計が500 m²を超える場合は、上記金額にかかわらず別途見積りとする。
- * 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りとする。

別記2 設計住宅性能評価（一戸建住宅） 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を別記1の評価料金に加算又は減算する。

- ① 建築基準法上の確認申請をセンターに申請した場合は、申請1件につき3,300円を減算する。
- ② 地下車庫等構造計算が必要な場合（躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの等）は、1件22,000円を加算する。
- ③ 長期使用構造等確認を合わせて申請をした場合は、別記12に記載のとおりとする。ただし、必須分野のうち1分野を除き等級1として評価する場合は除く。

別記3 建設住宅性能評価（一戸建住宅）

単位：円

種別	床面積の合計	選択分野を含め評価申請する場合	必須分野のみを評価申請する場合
一戸建住宅	200 m ² 以下	102,300	91,300
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	118,800	114,400
住宅型式性能認定住宅	200 m ² 以下	92,400	82,500
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	100,100	90,200
型式住宅部分等製造者	200 m ² 以下	78,100	70,400

の認証を受けた住宅	200 m ² を超え 500 m ² 以下	96,800	85,800
-----------	--	--------	--------

- * 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。
- * 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。
- * 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計とする。
- * 床面積の合計が500 m²を超える場合は、上記金額にかかわらず別途見積りとする。

別記4 建設住宅性能評価（一戸建住宅） 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を別記3の評価料金に加算又は減算する。

- ① 建築基準法上の中間検査及び完了検査をセンターに申請する場合は、申請1件につき3,300円を減算する。
- ② 別記2.2に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算する。
- ③ 2022年9月30日までに設計住宅性能評価の申請を受付した建設住宅評価申請において、5-2 一次エネルギー消費量等級を評価申請しない場合は、3,300円を減額する。

別記5 変更等（一戸建住宅）

単位：円

申請区分	変更分野	料金	
		センター	センター以外
設計評価交付済みの場合	構造の安定に関すること	9,900	一戸建住宅の設計住宅性能評価の料金
	上記以外	6,600	
設計評価中の当初の申請を取下げ、改めて申請する場合	—	※1	—
建設住宅性能評価の場合	—	※2	—

- ※1 構造の安定に関する変更の場合は9,900円、それ以外の場合は変更1分野あたり、6,600円とする。その合計の額が当初の料金の2分の1（100円未満切捨て）を超えた場合は、その額を上限とする。
- ※2 変更建設住宅性能評価の申請料金は、当該計画の変更に係る部分の直前の建設住宅性能評価書をセンターが交付している場合は、当初の申請料金（別記2.2の加算分を除く。）の2分の1（100円未満切捨て）、センター以外が交付している場合は、3分の2（100円未満切捨て）とする。ただし、別記2.2に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算する。
- * センター、センター以外とは、直前の設計住宅性能評価をした機関をいう。
- * 設計評価交付済みの場合の料金は、変更1分野ごとの料金であり、複数の場合はその合計金額とする。
- * 変更内容が軽微なものについては別途協議による。
- * 長期使用構造等確認に関する変更の場合は別記1.4による。

別記6 設計住宅性能評価（共同住宅等）

単位：円

種別		一棟の総戸数	選択分野を含め 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合
在来工法の住宅		2戸以上9戸以下	74,800+9,900×M	41,800+9,900×M
		10戸以上19戸以下	99,000+9,900×M	66,000+9,900×M
		20戸以上	別途見積り	
住宅型式性能認定住宅		15戸以下	55,000+12,100×M	38,500+8,800×M
		16戸以上	別途見積り	
型式住宅部分等製造者 の認証を受けた住宅		15戸以下	49,500+10,450×M	33,000+7,700×M
		16戸以上	別途見積り	

* 一部の住戸のみ評価を希望の場合の申請料金は、次式で得られた額（100円未満切捨て）とする。

$$Y = Z + (W - P) \times 1,100 \text{ (単位：円)}$$

Y：一部住戸評価希望の場合の申請料金（単位：円）

Z：上表でMにPを代入して算定した額（単位：円）

P：一部住戸評価希望の戸数

W：一部住戸評価希望の住戸の存する住棟全体の戸数（単位：戸）

* 併用住宅は、一戸建住宅の料金表とする。

* Mは評価戸数とする。

* 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。

* 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。

* 地下車庫等構造計算が必要なもの（躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの）は、別途見積りとする。

* 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りとする。

別記7 設計住宅性能評価（共同住宅等） 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を別記6の評価料金に加算又は減算する。

- ① 建築基準法上の確認申請をセンターに申請した場合は、申請1件につき5,500円を減算する。
- ② 長期使用構造等確認の申請をした場合は、別記15に記載のとおりとする。ただし、必須分野のうち1分野を除き等級1として評価する場合は除く。

別記8 建設住宅性能評価（共同住宅等）

単位：円

種別		一棟の総戸数	選択分野を含め 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合
在来工法 の住宅	3階建て以 下	2戸以上9戸以下	121,000+17,600×M	110,000+16,500×M
		10戸以上19戸以下	143,000+15,400×M	132,000+14,300×M
		20戸以上	別途見積り	

	4階建て以上	2戸以上9戸以下	$187,000 + 12,100 \times M + 33,000 \times (N-4)$	$165,000 + 11,000 \times M + 33,000 \times (N-4)$
		10戸以上19戸以下	$231,000 + 12,100 \times M + 44,000 \times (N-4)$	$220,000 + 11,000 \times M + 44,000 \times (N-4)$
		20戸以上	別途見積り	
住宅型式性能認定住宅	15戸以下	$77,000 + 8,800 \times M$	$66,000 + 8,250 \times M$	
	16戸以上	別途見積り		
型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅	15戸以下	$71,500 + 9,900 \times M$	$60,500 + 8,800 \times M$	
	16戸以上	別途見積り		

* 一部の住戸のみ評価を希望の場合の申請料金は、次式で得られた額（100円未満切捨て）とする。

$$Y = Z + (W - P) \times 1,100 \quad (\text{単位：円})$$

Y：一部住戸評価希望の場合の申請料金（単位：円）

Z：上表でMにPを代入して算定した額（単位：円）

P：一部住戸評価希望の戸数

W：一部住戸評価希望の住戸の存する住棟全体の戸数（単位：戸）

* 併用住宅は、一戸建住宅の料金表とする。

* Mは評価戸数、Nは検査を行う回数とする。

* 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。

* 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。

* 別記22に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算する。

* 住戸毎に定まる性能についての検査に際し、申請者が評価対象住戸の総数の10分の1を超える住戸について目視又は計測を行うことを希望する場合の料金は、別途見積りとする。

別記9 建設住宅性能評価（共同住宅等） 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を別記8の評価料金に加算又は減算する。

- ① 建築基準法上の中間検査及び完了検査をセンターに申請する場合は、申請1件につき5,500円を減算する。
- ② 2022年9月30日までに設計住宅性能評価の申請を受付した建設住宅評価申請において、5-2一次エネルギー消費量等級を評価申請しない場合は、評価戸数1戸ごとに3,300円を減額する。

別記10 変更等（共同住宅等）

単位：円

申請区分	変更分野	料金	
		センター	センター以外
設計評価交付済みの場合	構造の安定に関する事	$6,600 \times M$	共同住宅等の設計住宅性能評価の料金
	上記以外	$4,400 \times M$	
設計評価中の当初の申請を取下げ、改めて申請する場合	—	※1	—

建設住宅性能評価の場合	—	※2	—
-------------	---	----	---

※1 変更住戸数(M) 1戸あたり、構造の安定に関する変更場合は6,600円、それ以外の場合は変更1分野あたり、4,400円とする。その合計が当初の申請料金の2分の1(100円未満切捨て)を超えた場合は、その額を上限とする。

※2 変更建設住宅性能評価の申請料金は、当該計画の変更に係る部分の直前の建設住宅性能評価書をセンターが交付している場合は、当初の申請料金(別記2.2の加算分を除く。)の2分の1(100円未満切捨て)、センター以外が交付している場合は、3分の2(100円未満切捨て)とする。ただし、別記2.2に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算する。

* 併用住宅は、一戸建住宅の料金表とする。

* Mは変更の対象となる住戸の数とする。

* センター、センター以外とは、直前の設計住宅性能評価をした機関をいう。

* 設計評価交付済みの場合の料金は、変更1分野ごとの料金であり、複数の場合はその合計金額とする。

* 変更内容が軽微なものについては別途協議による。

* 長期使用構造等確認に関する変更の場合は別記1.7による。

別記1.1 その他

単位：円

区分	料金
液状化に関する情報提供	6,600
室内空気中の化学物質の濃度等の測定	別途見積り
再検査に係る追加料金	1回につき36,300(※1)又は12,100(※2)及び別記2.2地域別追加料金
評価書又は確認書の再発行	1通につき2,200

※1 建設住宅性能評価において、申請者の求めによって再検査(検査においてセンターが不適と認めた事項の是正状況を確認するために再度行う検査をいう。)を行う場合の追加料金

※2 建設住宅性能評価において、センターが必要と判断し、再検査を行う場合の追加料金

別記1.1-1 建設住宅性能評価(既存)

既存の住宅については、見積りとする。

別記1.2 長期使用構造等確認(一戸建住宅)

単位：円

種別	床面積の合計	単独で申請する場合	設計住宅性能評価と合わせて申請する場合
一戸建住宅	200㎡以下	52,800	別記1記載の料金に6,600円を加算した額
	200㎡を超え500㎡以下	57,200	
住宅型式性能認定住宅	200㎡以下	47,300	
	200㎡を超え500㎡以下	51,700	
型式住宅部分等製造者	200㎡以下	37,400	

の認証を受けた住宅	200 m ² を超え 500 m ² 以下	39,600	
-----------	--	--------	--

- * 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計とする。
- * 床面積の合計が 500 m²を超える場合は、上記金額にかかわらず別途見積りとする。
- * 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りとする。

別記 1 3 長期使用構造等確認（一戸建住宅） 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を別記 1 2 の評価料金に加算又は減算する。

- ① 建築基準法上の確認申請をセンターに申請した場合は、単独で申請する場合の申請 1 件につき 3,300 円を減算する。
- ② 地下車庫等構造計算が必要な場合（躯体が木造で地下車庫が R C 造の建物で構造計算が 2 種類必要なもの等）は、1 件 22,000 円を加算する。

別記 1 4 長期使用構造等確認（一戸建住宅） 変更申請料金

単位：円

種別	変更分野	料金	
		センター	センター以外
確認書交付済みの場合	耐震性	9,900	別記 1 2 による料金
	上記以外	6,600	
審査中の当初の申請を取下げ、改めて申請する場合	—	※ 1	—
軽微な変更（軽微変更該当証明依頼）を申請する場合	—	2,200	別記 1 2 による料金に 2,200 円を加算した額
新築工事完了後に、増改築により計画変更する場合	—	別途見積り	—

※ 1 耐震性の変更の場合は 9,900 円、それ以外の変更の場合は 1 項目あたり、6,600 円とする。ただし、その合計金額が当初の申請料金の 2 分の 1（100 円未満切捨て）を超える場合は、その額を上限とする。

- * センター、センター以外とは、当初に審査をした機関をいう。
- * 料金は、変更 1 項目あたりの料金とする。
- * 地下車庫等構造計算が必要な場合（躯体が木造で地下車庫が R C 造の建物で構造計算が 2 種類必要なもの等）は、1 件 6,600 円を加算する。
- * 長期優良住宅技術的審査適合証交付済みの場合にあつて、変更申請をする場合も上記の料金を適用する。

別記 1 5 長期使用構造等確認（共同住宅等）

単位：円

種別	一棟の総戸数	単独で申請する場合	設計住宅性能評価と合わせて申請する場合
在来工法の住宅	2 戸以上 9 以下	46,200+13,200×M	別記 6 記載の料金に 17,600+1,100×M を加算した額

	10戸以上19戸以下	$48,400+13,200\times M$	別記6記載の料金に $19,800+1,100\times M$ を加算 した額
	20戸以上	別途見積り	
住宅型式性能認定住宅	2戸以上15戸以下	在来工法の10分の9 (100円未満切捨て)	
	16戸以上	別途見積り	
型式住宅部分等製造者の 認証を受けた住宅	2戸以上15戸以下	$77,000+9,900\times M$	別記6記載の料金に $13,200+1,100\times M$ を加算 した額
	16戸以上	別途見積り	

* 併用住宅の場合は、一戸建住宅の料金表とする。

* Mは棟全体の住戸数とする。

別記16 長期使用構造等確認（共同住宅等） 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を別記15の評価料金に加算又は減算する。

- ① 建築基準法上の確認申請をセンターに申請した場合は、単独で申請する場合の申請1件につき5,500円を減算する。
- ② 地下車庫等構造計算が必要な場合（躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの等）は、別途見積りとする。

別記17 長期使用構造等確認（共同住宅等） 変更申請料金

単位：円

種別	変更分野	料金	
		センター	センター以外
確認書交付済みの場合	耐震性	$6,600\times M$	別記15による料金
	上記以外	$4,400\times M$	
審査中の当初の申請を取下げ、 改めて申請する場合	—	※1	—
軽微な変更（軽微変更該当証明 依頼）を申請する場合	—	$2,200\times M$	別記15による料金に $2,200\times M$ を加算した額
新築工事完了後に、増改築によ り計画変更する場合	—	別途見積り	—

※1 耐震性の変更は1住戸あたり6,600円、それ以外の変更は1住戸1項目あたり、4,400円とする。

ただし、その合計金額が当初の申請料金の2分の1（100円未満切捨て）を超える場合は、その額を上限とする。

* センター、センター以外とは、当初に審査をした機関をいう。

* 料金は、変更1項目あたりの料金とする。

* Mは棟全体の住戸数とする。

* 地下車庫等構造計算が必要な場合（躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの等）は、別記16①の見積額の2分の1（100円未満切捨て）を加算する。

別記 1 8 長期使用構造等確認（増改築）

単位：円

種別	床面積の合計	単独で申請する場合
標準	200 m ² 以下	146,300
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	151,800
耐震性審査不要の場合	200 m ² 以下	111,100
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	118,800
住宅型式性能認定の住宅又は型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅		別途見積り
共同住宅		別途見積り

- * 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計とする。
- * 床面積の合計が 500 m² を超える場合は、上記金額にかかわらず別途見積りとする。
- * 耐震診断法（一般財団法人日本建築防災協会の一般診断法、精密診断法（時刻歴応答解析を除く））以外は、別途見積りとする。

別記 1 9 長期使用構造等確認（増改築） 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を別記 1 8 の評価料金に加算又は減算する。

- ① 建築基準法上の確認申請をセンターに申請した場合は、申請 1 件につき 3,300 円を減算する。
- ② 地下車庫等構造計算が必要な場合（躯体が木造で地下車庫が R C 造の建物で構造計算が 2 種類必要なもの等）は、1 件 22,000 円を加算する。

別記 2 0 長期使用構造等確認（増改築） 変更申請料金

単位：円

種別	変更分野	料金	
		センター	センター以外
確認書交付済みの場合	耐震性	33,000	別記 1 8 による料金
	上記以外	16,500	
審査中の当初の申請を取下げ、改めて申請する場合	—	※ 1	—
軽微な変更（軽微変更該当証明依頼）を申請する場合	—	2,200	別記 1 8 による料金に 2,200 円を加算した額

- ※ 1 耐震性の変更は 33,000 円、それ以外の変更は 1 項目あたり、16,500 円とする。ただし、その合計金額が当初の申請料金の 2 分の 1（100 円未満切捨て）を超える場合は、その額を上限とする。
- * センター、センター以外とは、当初に審査をした機関をいう。
- * 料金は、変更 1 項目あたりの料金とする。
- * 地下車庫等構造計算が必要な場合（躯体が木造で地下車庫が R C 造の建物で構造計算が 2 種類必要なもの等）は、1 件 22,000 円を加算する。
- * 耐震診断法（一般財団法人日本建築防災協会の一般診断法、精密診断法（時刻歴応答解析を除く））以外は、別途見積りとする。
- * 長期優良住宅技術的審査適合証交付済みの場合にあつて、変更申請をする場合も上記の料金を適用する。

別記 2 1 長期使用構造等確認（既存）

建築行為を伴わない既存の住宅については、見積りとする。

別記 2 2 地域別追加料金

単位：円

地域区分	追加料金	市町村名		
		岐阜県	三重県	静岡県（※）
A地域	13,200	大垣市（都市計画区域外）、瑞浪市、御嵩町、八百津町、川辺町、関ヶ原町	鈴鹿市、いなべ市（都市計画区域外）、菰野町（都市計画区域外）	浜松市天竜区、磐田市、袋井市
B地域	26,400	恵那市、中津川市、東白川村、白川町、七宗町、郡上市、揖斐川町、本巣市（都市計画区域外）、関市（都市計画区域外）、山県市（都市計画区域外）	津市、松阪市、亀山市、伊賀市、名張市	静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、森町
C地域	52,800	下呂市、飛騨市、高山市、白川村	伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、志摩市、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町、紀北町	沼津市、富士宮市、富士市、裾野市、三島市、長泉町、清水町
D地域	66,000		熊野市、御浜町、紀宝町	御殿場市、熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、下田市、小山町、函南町、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、南伊豆町

※ 静岡県の追加料金は応相談とする。

- * 愛知県内及び表に記載のない市町村は追加料金を加算しない。
- * 建築基準法上の中間・完了検査と建設住宅性能評価等の現場検査等を同時に行う場合は、建築基準法上の中間・完了検査手数料に上記金額を加算し、建設住宅性能証明等の手数料には加算しない。
- * 建築基準法以外の制度と建設住宅性能評価の現場検査を同時に行う場合の追加手数料は、重複して加算しない。
- * 同一団地内などで同一日時に複数の建築物の現場検査を行う場合の追加料金は、上記金額を申請件数分で除した金額（100円未満切捨て）を加算する。ただし、申請者の都合により別々の現場検査等に変更になった場合は除く。
- * 申請者の都合により加算すべき地域別追加料金に過不足が生じた場合は精算を行う。

別記 2 3 減額率の上限

該当する項目が複数ある場合は、合計した減額率とすることができる。

ただし、最大減額率は40%とし、第31条（9）、（10）又は（11）のいずれかを含む場合の最大減額率は50%とする。

区 分	減額率
第34条(1)	別記1、別記3、別記6、別記8、別記12、別記15及び別記18の住宅 型式性能認定住宅の列による
第34条(2)	別記1、別記3、別記6、別記8、別記12、別記15及び別記18の型式 住宅部分等製造者の認証を受けた住宅の列による
第34条(3)	別記2、別記7、別記13、別記16、別記19による
第34条(4)	別記4、別記9による
第34条(5)	20%
第34条(6)	内容協議の上見積りによる
第34条(7)	10%
第34条(8)	10%
第34条(9)	10%
第34条(10)	20%
第34条(11)	25%